

人と野生動物の関係の歴史をたどる

—東洋の古典に記述された人間と野生動物との 親和性に主眼を置いて—

History of relationship between humans and wild animals:
Focused on the affinity of humans for wild animals
in eastern classical writings

布 施 綾 子
Ayako FUSE

神戸市では「イノシシ餌付け禁止条例」が制定された。日本における人と野生動物の関係は、時代と共に変化してきた。その形成に仏教や西洋思想との親和性は否定できない。本研究では仏教の説話や、日本・欧州の法整備、環境思想を紹介しイノシシ餌付け禁止条例の事例の位置づけの一考察とする。日本における人と動物の関係は仏教の影響を受け、近代においては欧州の法整備や環境思想に影響を受け、独自の発展をしたと思われる。

キーワード：野生動物，イノシシ，餌付け禁止条例，動物保護法，環境思想

Key words : Wild animal, Wild boar, Ordinance banning feeding, Animal law,
Environmental thought

1 はじめに

近年、イノシシやシカが害獣と呼ばれるようになり、被害防除は農家、自治体、国としての大きな課題となっている。神戸の町にはイノシシが住む環境が昔からあり六甲山周辺には多くのイノシシが生息する。2002年神戸市において日本初の「イノシシ餌付け禁止条例」が制定された。兵庫県神戸市は大都市でありながら、地理的には山と海が接近している為に、平地の面積が非常に少ない。阪神淡路大震災の時を除き、人口も増加している中で、野生動物であるイノシシと人とのトラブルが増加した。その解決策の一つとして制定されたのが、「イノシシ餌付け禁止条例」である。その目的は、人がイノシシに餌付けをすることで、イノシシが人の与える餌を目的に都市部に出没する頻度を抑止する為である。さらに2014年、改正案が出され、その中のひとつには、餌付けを行う者の情報公開などを含んでいる¹⁾（神戸市 2014）。人と野生動物の関係は絶えず変化を遂げてきたものの、その関係は公的機関による管理が求められるようになった。それでは、これまで人と野生動物の関係は管理されていなかったのか。人は野生動

物に対して積極的に関与してきた歴史があり、日本では縄文時代より人はイノシシと共存してきた。人はイノシシを品種改良しつつ家畜化し、その結果、イノシシは動物が本来受ける自然淘汰ではなく人為淘汰されてきた歴史がある（高橋 2001）。人と野生動物の適切な関係を考察するためには過去の事例を検討していくことは必要だろう。

適切な野生動物の関係や管理の提示を行う準備段階として、その管理法の判断基準の要素となった人の動物に対する捉え方を歴史的視点や当時の法令から検討することは重要である。このような考察の為には広範な資料を扱う必要があるが、本研究では野生動物と人との関係に携わる代表的な資料を概観・紹介したい。

はじめに日本で人の動物に対する捉え方、動物観に影響を与えたと考えられる、東洋の思想を概観する。ついで、野生動物に関して日本における法令などの法整備の歴史を顧みる。さらに欧州での 1900 年以降の法整備、近代における環境思想を紹介する。

人と野生動物の関係は社会の変化により更に複雑化・多様化すると捉え、歴史的視点、思想的視点から考察をすすめた。その上で、神戸の餌付け禁止条例に関連した事例から人と動物の関係を考察する一歩としたい。

2 研究の目的

本論文では、近年、害獣と呼ばれるようになった、イノシシやシカなど身近な動物に関する説話や思想、法整備の歴史を紹介し、日本における人と野生動物の関係や、人の野生動物に対する捉え方を考察する。神戸市で施行されたイノシシの餌付け禁止条例の事例を文化的、歴史的視点から位置づけを行う過程の一考察となればよいと考えている。当然、野生動物の種類により、その生息地域や生態（行動、個体数、繁殖能力など）、絶滅危惧種の指定があるか否かなどの状況は大きく異なる。さらに、文化的背景や時代背景は人と野生動物の関係における判断基準の重要な要素にもなり得る。

日本においては、環境思想、環境倫理学において、特に人と野生動物の関係に関する研究分野では、未だ独自の考え方は確立されておらず、欧米の 1970 年代以降の環境倫理学の影響を大きく受けていると考えられている。しかし日本には、元々各地に根付いた野生動物に関する思想は存在しないのだろうか。日本では古代に仏教が伝来し、仏教に由来する思想が伝来したため、人々が気付いていない部分にも深く仏教が影響していると考えられている。特に自然環境、野生動物に対する考え方には仏教が大きく関係していると考えられており、日本における人の動物観に関して、発端として、中村禎里が仏教の説話の中で、人が動物に変身することをあげている（中村 1984）。特に、本論ではシカ、イノシシに関連した説話のみ取り上げる。国として政府（当時は朝）が食肉を禁じた歴史のある国は数少ないが、それは仏教の思想に影響されたものと考えられている。仏典の中には多くの動物の記述が存在するが、彼らには「人格」が存在し、言葉を発するものが多い。またブッダの仮の姿としての出現である場合が多く、動物で

あろうと感情があり配慮の対象であるという考えが仏教では自然に受け入れられやすい。日本では東洋の思想が基盤にあるが、西洋の環境思想の影響も受けていると考えられる。

以下、順を追ってみたい。

3 東洋における野生動物に関する思想と日本における野生動物に関する法整備

1) 仏教における環境思想

東洋における自然環境、野生動物への考え方には仏教が大きく影響している。我が国において仏教は538年に百濟より経典や仏具などと共に伝来した。その後604年に憲法、いわゆる十七条憲法の中に国教として採用された。また仏教は世界で最初に不殺生を説いた宗教であるといわれており、「一切衆生」の中に人間以外の生き物も含むことから、動物と人間の垣根は、キリスト教の思想と比較して低いものであったようだ。この違いを中村はキリスト教では動物を神聖視せず、人間の地位より低く捉えたことと捉えている（1984）。仏教では、魚や肉類の動物由来の供犠を禁止し、動物も人間と同じく生命の輪廻の対象と捉えられている。すなわち仏教の思想によると、一人の人間が今回、生を受けて人間として存在するのは様々な縁が重なった由縁であると考えられている。未来に自身が動物として生を受ける場合も考えうるし、過去に動物として生を受けていた場合もある。生命体としての宇宙から何かしらの縁で個体として生を受けて、期間を限定して（され）分離しているが、元は一体であると考えられている。

釈迦による仏教は、その後インドや各地で宗派が分かれ思想にも大きく違いが出た。ここで全てを網羅するのは不可能であるので、釈迦に関する説話や、日本に伝来して間もない頃の時代など、日本において動物に対する人間の態度に影響を与えていると思われる主な説話をあげる。

仏教の思想の中で人間以外の動物への配慮を説いた代表的な話が存在する。

a ジャータカ物語

釈尊の前世物語である、ジャータカ物語の中には「ニグローダ鹿前生物語」という説話がある（中村元 1984）。

もともとジャータカ物語は、中央インドのガンジス河流域に民衆のあいだで伝えられていた古い寓話であったが、仏教が盛んになった後、釈尊が前世に様々な姿で良い行いをしたその行為と結びつけたものである。仏教では過去、現在、未来と三世の存在を肯定しており、釈尊が過去世に自身が様々な姿で生を受け修行をし、善行の内容を説いている。釈尊は今世に成仏し仏になったのではなく、過去世に様々な苦難を乗り越え、善行をし、因を積んだことにより、偉大な人物となったと考えられた。釈尊の過去世の姿は国王、良臣、商人、または人間ではないもの、猿、鹿、象、鳩、ウズラなどであった。偉大なる釈尊が様々な姿で生を受けることが、身分の高低差や、種の差とは無関係に生命は尊いものであるという概念を示したと考えられる。

「ニグロータ鹿前生物語」は釈迦が前世に黄金のニグロータ鹿王であった時の物語である。以下、あらすじを示す。

時の人間の王が毎日狩りに行き、狩猟対象の鹿は毎日恐怖に怯え逃げ惑っていた。王が毎日狩猟に時間を割くので、部下達は困り、森の野生の鹿を困う。その中に二頭黄金の鹿がおり群れを率いていた。彼らは黄金であった為、王は二頭の鹿王の命の保証をする。囲われた鹿は矢で射られる代わりに首切り台に首を据えて毎日順番に一頭ずつ殺されてゆく。ある時、妊娠した牝鹿に首切り台に行く順番が回ってくる。牝鹿はお腹の子供を産んだのちに自分の順番にして欲しいとサーカ鹿王に頼む。しかしサーカ鹿王は彼女の申し出を却下する。そこで、牝鹿はニグロータ鹿王の所に行き事情を告げる。ニグロータ鹿王は彼女の代わりに首切り台に横たわる。一度自分が生命の安全の保証をした黄金の王が首切り台にいることに驚いた人間の王はニグロータ鹿王になぜかと尋ねる。ニグロータ鹿王は、彼女が自分の順番を他の者に回してくれるように頼んだが、死の苦しみを他の者に事はできないので自分の生命を彼女に与え彼女の受けるべき死を引き受けると伝える。人間の王はその忍耐と慈しみと憐れみの心に心を打たれ、ニグロータ鹿王とその他の鹿、さらに鳥、魚にも安全を保障する。その後安全を保障された鹿が人々の作物を食べることが問題となる。しかし王はニグロータ鹿王との約束を守り鹿は殺さず、困うことをしない。鹿達から木の葉の目印で作物を守り、鹿達もニグロータ鹿王からの訓戒を守りその目印を境界とし越えなかった。サーカ鹿王はデーヴァダッタ²⁾であり、王はアーナンダ³⁾であり、ニグロータ鹿王（ボーディサッタ）は釈迦の前身として書かれている。

王は偉大な人（ボーディサッタ、Bodhisatva；菩薩）に生き物の安全を保障する際に正義を約束する。

ジャータカ物語には数多くの動物の物語が存在する。彼らは言葉を持ち、感情を持つ。また彼らは主張する。ジャータカ物語の中では、動物たちは、尊敬に値する偉大な人（釈迦）の前世の姿として現れる。これらは、釈迦が実は今世で初めて悟り仏となった（始成正覚）のではなく、数えきれない生と死を繰り返す前から仏であった（久遠実成）ことが前提となり、生命の連続性が背景となっている。その過程で、釈迦は動物や修行僧など様々な立場として現れるので仏教上、人間以外の動物の生命への差別感はありませんと捉えられる。その理由の一つには、宇宙そのものが生命であると捉え、個別の生命体は、ある時は動物、ある時は草木、ある時は人間として縁に伴い生を受ける。更に興味深いのは、この物語の中には、シカによる、作物被害や被害を避ける為に住み分け、あるいは工夫のようなものが書かれていることである。獣害の問題は昔からあったことが予測出来、それに対する人の理想の態度の選択が（仏教徒にとっては）不殺生であると捉えられる。

ジャータカ物語の中の、デーヴァダッタは悪王や仏道修行の過程では悪知識として現れ、ボーディサッタは善王としてあらわれ、すでに悟ったものとして書かれている。以下に紹介する、大唐西域記でも同様の鹿王の話が、名や背景が変化しているなかで書かれている。

b 大唐西域記

大唐西域記玄奘がインドに修養・教養を齎すために記したのもので、ジャーナカが多く引用されている。そのなかに、動物の王の記載が多くある。鹿王本生誕が少し変化し書かれている。また大唐西域記の中に象の王の話がある。象王の話において、象が昔から牙の為に狩猟され、それを哀れに思う仏道修行者の姿がある。ここでは、如来が過去に象王として生きていた、その時という背景である。

「一・七 六牙象王本生譚 池の側、遠からざるところに窣堵波（ストゥーパ）がある。如来が菩薩行を修してられる時に、六牙の象王となっていた。獵師はその牙を手に入れ役立てようとして、詐り袈裟を着し、弧を彎いて象を捕らえようとした。象王は袈裟を尊敬するがまま牙を振り与えた所である。」（玄奘 1999 p.338）

心ある如来が象を捕らえようとする獵師の行動を遮り、代わりに自身の牙を与え象の命を救う。ここでは仏法上、人だけでなく動物の生命も尊重している姿を表している。また仏法を学ぶ人も尊敬するという要素が含まれると考えられる。

さらに鹿王の話がある。

「一・九 鹿王本生譚 その側、遠からざる大林中に窣堵波がある。如来が昔、提婆達多とともに鹿の王となり事件を処理した処である。昔、この大林の中に二群の鹿がいた。それぞれ五百余頭いた。当時、この国王は山野に狩猟をした。菩薩の鹿王は王の前に進み出て、『大王は中原で狩猟をなされ火を放ち、矢を飛ばされます。私たちの仲間が今日にも尽きて、日ならず腐りお膳に上せるものはなくなるでしょう。どうか次第を定めて一日に一匹の鹿を送り届けるようにお願いします。[そうすれば]王には新鮮な料理の前があり、私たちは旦夕に迫った命を延ばすことができます』中略」

王はその言葉を受け入れ、二群の鹿は交代に一匹ずつの命を送り届ける。提婆の鹿王の群の中に懐妊している雌鹿が順番で死ぬこととなる。

雌鹿はおなかの子はまだ順番ではないと提婆に頼むが、命を惜しまない者などいないと言い彼女の願いを聞き入れない。そこで雌鹿は提婆王に慈悲がないと捉え、菩薩の鹿王に緊急事態を伝えに行く。菩薩は慈母の心の悲しさに雌鹿を不憫に思う。そして自身が身代わりとなり人間の王の元に行く。王は感嘆し、『私は人身でありながら鹿[のような心]だ。あなたは鹿身でありながら[本当の]人である』と言った。そこで悉く鹿を解き放ち、二度と命を送り届けさせることをせず、直ちにその鹿たちが住む藪林とし、これに因んで施鹿林と称した。鹿野の称号はここから起ったのである。」（玄奘 1999 p339-342.）

鹿の過度な狩猟により鹿が居なくなる事で人間と鹿の相互にとって不利益であるということ

をあげる。乱獲を防ぐための交渉を進める。動物が人にとって、狩りの対象であり、共有財であるという認識があったのではないだろうか。そこで王は二人の鹿王（菩薩と提婆達多）の王としての姿勢を比較し菩薩の価値を評価する。菩薩は王としての自分の命を雌鹿に代わり、生まれる前の鹿の子を救う。最後に鹿王は王の賛嘆を受けるが、その際に王は自身の行動を改め、すべての鹿を解放し自由にする。ここではこの二つの鹿の群れは王の支配下にあり、王の食膳に乗るまでは自由であるので今の家畜のように捉えてもよいであろう。また仏法上、良心に目覚めたものとして王が書かれているが、この動物を自由にし、食することを止めたという行為が成仏の過程における良い因を積むと捉えているため、仏教の影響がある国では肉食を（日本では一時的であるが）禁止した歴史があるといえる。

c 草木成仏

天台大師の言葉とされる「草木国土悉皆成仏」の最初の記述は安然によるものである。「草木成仏」の思想には無情であるものも成仏、不成仏があると説かれている。「草木の事」といく項目の中に「依正不二の故に、草木成仏の事、疑ひなし。」とある（多田ら 1973）。

仏教においては、草木等の非情も皆、成仏すると説かれている。人間や動物など血が通い生きているものを仏法上では有情とし、草木や石など植物や物を含めて非情と分類する。仏教では心の無い草木にも仏性（成仏するその可能性）があると説いている。このような事から日本では奈良時代以降仏教が伝来して以来、「物を大事にする」常識に繋がったと考えられる。また草木にも仏性があるということから生き物（人間や動物）にも仏性があると捉えたと考えられる。

以上、仏教に関連する説話の中の、動物を取り上げた。ここでは、仏教に由来した動物観では、動物の生命が時には人よりも重視される可能性があるということが示された。生命を重視した思想であるが、その対象グループは動物だけではなく植物にも拡充される思想を齎すと考えられる。

2) 日本における野生動物に関する法整備

a 播磨国風土記

奈良時代にはイノシシが家畜化されていたと言われている。713年に書かれた『播磨国風土記』の484～487行に書かれている賀毛郡の箇所には、

「猪飼野。右、号山田者、人居山際。遂由為里名。猪養野。右、号猪飼者、難波高津宮御宇天皇之世、日向肥人、朝戸君、天照大臣坐舟於、猪持参来進之。可飼所求申仰。仍所賜此処而、放飼猪。故、曰猪飼野。」

「猪飼野。右、山田と号くるは、人、山の際に居り。遂に由りて里の名とす。猪養野。右、猪

飼と号くるは、^{なにはたかつのみやにあめのしたをさめたまひしすめらみこと みよ ひむか くまひと あさべのきみ あまてらすおほみかみ いま}難波高津宮御宇天皇の世、日向の肥人、朝戸君、天照大神の坐せる
^{みふね うへ む たてまつ}舟の於に、猪持ち参来て進りき。飼ふべき所を求め、申し仰ぎき。仍りて此处を賜はりて、猪
^{かれ}を放ち飼ひき。故、猪飼野と曰ふ。」（沖森ら 2005）

とあり、その頃より家畜化されてきたと考えられている。播磨国とは兵庫県明石郡、美嚢郡、賀茂郡、多可郡、加古郡、印南郡、飾磨郡、揖保郡、赤穂郡、作用郡、宍粟郡、神崎郡を指す。現在の神戸市と隣接するのは明石郡、美嚢郡であるがいずれも記述のある事柄より地理的に近いことから同じようにイノシシが扱われていたと考えられる。

b 日本書紀

奈良時代に成立した歴史書であり、六国史のひとつである日本書紀にはイノシシの肉を食べることが期間を限定され禁じられてことがわかる記述が残っている（坂本ら 1965）。日本書紀は持統天皇の時代までを記したものであるが、始まりの時代区分は少し不明な点がある。

天武天皇、下四年には「今より、以後、諸の漁獵物を制めて、檻穿を造り、機槍の等き類を施くこと莫。亦四月の朔より以後、九月三十日より以前に、比彌沙伎理、梁を置くこと莫。且牛・馬・犬・猿、鶏の宍を食らふこと莫。以外は禁の例に在らず。若し犯すこと在らば罪せむ」とあり、犯したものは伊豆流罪の刑を受けている。そのことから狩猟に関して庶民は制限を受けていたことが明白であり、狩猟で獲得した肉を食することを厳しく罰していたことが分かる。しかし、ここには鹿と猪の肉に関しては明記はなく、食べる事は禁じてはいない。また白水ら（2009）は稲作期間の為、稲作推進の為に発令されており、一時的な殺生禁断令であると述べている。

c 続日本紀

続日本紀は、文武天皇から桓武天皇の時代を記したものである。これもまた六国史の中のひとつである。元正天皇養老二年四月には「頃畝に菓菜（くだもの）を植ゑ、下、雞肫（けいしゅん）に及るまでみな章程有りて曲さに事宜を尽せり。」とある（青木ら 1990 p.43.）。雞肫とはにわとりやぶたのことで既に豚が家畜として飼われる文化があったことが分かる。聖武天皇天平二年九月には「陸（をり）を造りて多く禽獸を捕ることは、先の朝禁め断てり。」とある。先の朝とは天武天皇の朝を表し、前述のように天武四年四月紀に罾や落としか穴などで牛、馬、犬、猿、鶏、宍を捕えてはならないとしている。「諸国仍陸籬を作りて、擅に人兵を發して猪・鹿を殺し害ふ。・・・中略・・・直に多くの生命を害ふのみに非ず。実に亦章程に違ひ犯せり。」とある（青木ら 1990 p.239.）。百姓に武器を持たせて狩猟をさせることは日常あったようだ。しかし、その狩猟の行為を戒めている部分である。

天平四年七月の記述には「畿内の百姓の私かに畜ふ猪冊頭を和ひ買ひて山野に放ち、性命をとげしめたまふ。」とあり百姓が隠れて飼っていた猪を買い取り自由にしたとある（青木ら

1990 p.259.)。当時の状況では朝廷の決まりがどれほど全国で影響があったかは定かではないが、良い行いとして殺生を避けるような思想が発展し、法として禁止行為を定めていた。

天平宝字二年七月には光明皇太后の体調が悪いことから殺生が禁じられている記述がある。「今日より始めて今年十二月卅日に迄るまで、殺生を禁断せしむべし。また、猪・鹿の類を長く進御ること得ざらしむ」とある(青木ら 1992)。猪と鹿は当時、頻繁に食べられており、正月などには供御の品の中にも鹿肉、猪肉があった。しかし前述の食肉禁止令(天武天皇 四年)には牛、馬、犬、猿、鳥の食肉のみを禁じている。猪、鹿の肉はその禁止の対象外であった。

皇族が病気の際にその回復を願い殺生を禁じたその背景には、殺生が仏教上、悪い行いであり、それが原因となり農民に悪業を積ませないように期間を限定し殺生を禁じたのであろう。

d 律令

律令は、日本の朝廷が、中国の律令を手本にし、制定した日本最初の法典である(井上ら 1976)。後の公家法には大きく影響を及ぼし、さらに武家法にも影響を与えている。また国民思想にも深く影響した。律令としては養老律令が現存している。

律令の中の監臨強取猪鹿条には、監臨之官が部内より食物を提供した場合に罰則を定めている。その中にも「猪・鹿の類を取られれば、」などと明記がある。これは禽獣や、酒や菓子類をさしてあり、献上物の代表的なものにイノシシ、シカの肉が使用されていたことがわかる。

e 日本後紀

日本後紀は六国史の一つである。792年～833年の歴史の記述である。

延暦十八年二月二十一日の条に和氣清麻呂の卒伝がある。そこでは、桓武天皇の折、京都右京の和氣清麻呂は流罪に遭う。八幡神を拝礼しようとした時に300頭ほどの野猪のちよがあらわれ先導したと言われたと記載がある(森田 2006. pp.194-197.)。即日、清麻呂は不自由であった足が治ったと言われる。この起源から京都市にもある護王神社や和氣神社には狛イノシシがあり、神の使いと言われている(護王神社、和氣神社)。

また日本後紀に桓武天皇は「西方のインドでおこった仏教は東方の日本へ伝わり、暗闇を照らす松明のごとく人を導き、舟の楫のごとくありがたい教えである。」と延暦一七に述べ、仏教が伝来しそれを広めようとする試みなどが書かれている(森田 2006. pp.166-167.)。一方で狩猟は継続されており、桓武天皇が度々「狩りに行く」という記載も多くある(森田 2006. p.36.)。元々存在した神への信仰と並行し興隆したのではないだろうか。

イスラム教など、国教として設定されある種の動物を食するのを禁じている場合もあるが、日本は仏教の影響で国政としては肉食を禁止した歴史のある唯一の国である。公では禁じられていたという理由で人々の食肉離れがあったものの庶民の間では様々な呼び方を変え人は肉を

食べてきた。イノシシやシカ、ウシの肉はその代表であったといわれている。また仏教において、殺生は五戒のひとつではあるが直接食肉の行為に結びつかないという指摘もある（中村生雄 2010）。人々は殺傷行為や屠殺行為からの血などを穢れと捉え、行為そのものを忌むべきものと考えていたが、供犠などに使用された動物の肉などは、宗教団体の関係者であっても食したのではないかと思われている部分がある。仏法の中で肉を美食と考えた一派の存在も中村は指摘しており、これらの捉え方は、仏教の中でもどの経典（小乗教・大乘教など）に由来した教えに沿った考え方かで大きく差があると考えられる。

f 続日本後紀

続日本後紀は六国史の第四の歴史書である。833年から850年の天皇の動静の編纂されたもの。842年の記述には春日山における狩猟と樹木伐採の禁制を記している。

「大和国添上郡春日大神々山之内。狩猟伐採等事。令当国郡司殊加禁制。（承和八年三月一日）」とあり、春日大社原始林は、狩猟・伐採の禁止以降、聖域として保護された（経済雑誌社 1901）。

g 中右記

藤原宗忠により 1087年から1138年に記された日記である。

天永三年六月一七日の記述には、

「已時許着布衣，先參詣南円堂奉燈明，以經願得業令啓伯，次開御塔廻見，是以此御寺塔可被奉模之故也，召御寺工是助僧寂秀，令取丈尺，[母屋一丈，庇九尺五寸]次廻見御社林中，別当僧正并御社司等五六人相共見定御塔地形，不伐樹木可立塔婆之所々点三四所注付指図，為殿下也，此間或從林中，或從社方，鹿四五十頭出来，相具人々廻林中，誠是大吉相，有大明神感応也，寺僧等隨喜云々，未剋帰宿・・・」（笹川編 1913）

とあり、春日大社周辺で鹿が4、50頭現れたことを大吉だと捉え神の使いであると、僧などが喜ぶ姿を記されている。

イノシシとシカの捉えられかたの差異として、中村は、イノシシは野性味をのこして山神として捉えられ、一方でシカは優美な姿から氏神の使者などに文明化したと指摘している（中村 1984 pp.1-22.）。彼が述べているように、鹿の保護は春日大社周辺のみであり、他の地域では食されていたようだ。中世においては肉食の忌避が求められていた、その一方で、諏訪大社などは狩猟の神を祀ったとされ、御頭祭には鹿の生贅を捧げ、鹿喰の許可の札などが発行された（原田 2014）。

h 生類憐みの令

1687年徳川綱吉⁴⁾により、「生類憐みの令」は複数の「お触れ」として次々に出された。そ

れらは犬、猫、鳥など様々な生き物を対象にされ、犬への虐待も取り締まられた。戦国時代の名残りとして、宿や家から病人を追い出したりする行為がまだ横行していたが、その行為を改めるきっかけになったと言われている。更に人が犬をペットとして飼うきっかけになったともいわれる。悪法と言われる理由は、飢饉の為に多くの死人が出ていたのにも関わらず、狩猟を認めなかった事で人々が上に苦しんだという背景がある。また犬の虐待防止の見張り役が設置されていたことや、処罰が厳しいということもあった。その後、彼の死の直後に撤廃され、その反動のように、モモンジイ屋⁵⁾と呼ばれる肉料理屋が多く出来、イノシシ、シカ、ウシなどの肉が食べられるようになった。「生類憐みの令」は地方には効力はあまりなく取り締まりは殆ど無かった。また人は禁止されている中でも肉を食することには何らかの理由を付随し食してきた(石田 2008)。江戸時代では庶民の間では「薬喰い」と呼ばれ、肉は滋養目的に食された。屠殺などの禁止の詳細については記載することはここでは避けた。石田(2008)の殺生禁断令の略年図を参照されたい。

3) 明治時代以降の流れ

その後、明治政府は神道を国教とし、仏教は主流から排除され、「神風」という言葉の通り新道が第二次世界大戦突入までの思想形成の根幹となった。明治23年には教育勅語が公布され、また同34年には「動物保護に関する要綱」が施行された。その頃、キリスト教牧師により動物虐待防止会が設立され、のちに動物愛護会へと発展した。

戦争の色が濃くなるまで各地で動物愛護の姿勢は見られ、昭和9年に天然記念物に指定されたトキの保護は村民をあげて協力をしていた記録(小林 1999)もあり、地域での動物保護活動があったことが明らかだ。

日本では仏教の影響で殺生禁断の歴史が1000年ほどあり、その後、神道国家へと移り替わった。佐藤衆介が述懐しているように、仏教の影響は色濃く残ったままであったし、本論では詳しく取り上げなかったが、古事記などに見られる動植物や自然などを神聖視していたことを基本としつつ、西洋の思想である動物愛護の影響を受け、虐待防止の方向に移行したと言えるだろう。戦中、戦後の混乱により各地での動物保護の文化は損なわれてしまった。戦後はGHQの主導により国家神道は否定され、昭和20年以降、高度成長期に入り経済の立て直しのために自然環境や野生動物保護を重視しない時代に突入した。

前後するものもあるが、近年の日本における動物に関する法律をここにあげたい。

明治13年、刑法の中に牛馬殺害罪と家畜殺害罪が財産罪として規定され、明治41年には警察犯処罰令となる(青木 2009)。その後、軽犯罪法の中に「牛馬その他の動物への虐待罪」が明記される。昭和19年には「人畜に対して犬その他の動物をけしかけ、又は馬若しくは牛を驚かせて逃げて走らせたもの」という内容が軽犯罪法において規定が定められた(青木 2009)。

昭和 48 年には動物保護管理法「動物の保護及び管理に関する法律」が成立し動物の保護が法的に定められた。平成 11 年には「動物の愛護及び管理に関する法律」（所轄は環境省による）と改定された。その後平成 17 年に改正もあった。

狩猟に関しては大正 7 年に「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が制定されており、改正を重ねて平成 14 年には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」として施行している。各自治体により定められている狩猟に関する規定には違いがあり、神戸市などの都市部では、罟、猟銃などの使用が禁止されている。また昨今問題となっている白神山地では世界遺産登録に伴い入山が規制されることで文化として残っていた「マタギ」存続が危ぶまれているなど各地規制状況は異なる。

農村部においては農作物被害の防除のために農業事業者、猟友会、自治体などによるシカ、イノシシの駆除は継続されてきた。神戸市においても戦後高度成長期を迎え、急速な都市化が進み、イノシシなど、野生動物の生息地の減少は懸念されてきた。そのような中で特にイノシシと人との接触の機会が増え、経済的被害、人身被害、住環境被害などが増加し、自治体による管理が求められ、イノシシに対する人の行動がイノシシの行動に影響を与えることを懸念し、人の餌付け行動を制限することとなった。そのアプローチは被害防除の為だけに留まらず、野生動物の生態管理に対する、人の責任を提示することになっている。この施策は欧州の法整備や環境思想の影響が少なからずあると思われる。

4) 近代の欧米における動物に関する法整備と環境思想

a 欧州の法整備

1800 年以降の欧州における、動物に関する法令などは日本の法整備に大きく影響を与えたと考えられる。たとえば、1822 年にアイルランドで施行された「畜獣の虐待および不当な取り扱いを防止する法律（マーチン法）」や、1835 年「動物虐待防止法」である（青木 2009 p.7）これらは 1849 年、1854 年には保護動物の範囲を拡充、犯罪行為の種類も拡充された。1876 年の動物虐待防止法では実験動物の規制と保護も枠内となった。1911 年には法改正があり完成とされる。その後 2006 年には動物福祉法が成立し、更なる展開をみせた。マーチン法はこれらの動物保護法の基礎となったと言われている。また彼は「動物虐待防止協会」も設立している。これは後に「王立動物虐待防止協会」となる。マーチン法はフランスやドイツにも大きく影響を与えた。

フランスでは 1850 年に「グラモン法」が成立した。これはグラモン将軍が成立に大きく関わり、動物虐待罪を新設し、動物は単なる財産ではなく同情に値する存在であり、動物の虐待を防止することで人間の道徳的改善や風俗改善を促すとした（青木 2009）。施行後の影響は貧困の減少や平和的社会的実現など様々な事柄をあげている。またイギリスに対して、他国を見習い動物保護に関する法制度を整備すべきだという主張も行った。

ドイツではすでに1871年のドイツ帝国刑法典360条13号に動物虐待罪規定を定めていた(浦川 2003)。これは、動物を虐待、または粗暴乱暴に扱ったものに対する罰金刑や拘留を明記している。(藤井 2008)。後のナチス政権下において1933年には動物保護法が制定され刑法典から移行した(藤井 2008)。ナチス政権下における動物保護法はユダヤ民族の使用していたコーチャ屠殺の手順の詳細などが規制対象に含まれており、ユダヤ民族への弾圧・圧制のために動物の取り扱いによって人を差別し、国民の動物愛護の感情を利用したと捉えられる。しかし、ここでは詳細にふれない。

1972年には現在の動物保護法の基礎はできており、その後改正を重ね、その後1990年には「民事法中の動物の法的位置の改善のための法律」の立法が行われた(青木 2009)。また1992年には動物保護規定創設の議論が開始し、ドイツ連邦共和国基本法第20a条は1994年に設立したが、そこでは「自然的な生活基盤を保護する」という内容に留まり、動物保護の義務などにはふれていない(藤井 2009)。ドイツ連邦共和国基本法第20a条は1999年には人間の健康に必要不可欠である動物実験のみ許容、回避可能な苦痛および損害から保護を保証された(藤井 2009)。2002年にはドイツ連邦共和国基本法第20a条の改正があり、そのなかには、

「国は、来るべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じて、また、法律および法の基準に従って執行権および裁判を通じて、自然的生存基盤および動物を保護する」(渡邊 2002 p.181. より抜粋)

とあり、動物保護は国の責務と明記されている(渡邊 2002)。ドイツでは憲法により動物の保護の取り組みを明らかにし、ある一定の権利を認めたといえる。

b 欧米における近代の環境思想のなごり

1960年以降の欧米での環境思想は、マーチンの動物保護の思想を受け、1960年代以降、欧米では自然環境保護の動きが活発となった際に動物に権利を付与するという思想を唱えたピーター・シンガーが現れる。シンガーは所属する種によって付与される権利が異なることを種差別であるとし、苦楽を感じることが出来る動物には人と同様に生きる権利を与えるべきだと主張した(Singer 1975)。現在の動物保護活動などはシンガーの種差別主義を基調としている場合が多い。また彼はパオラ・カヴァリエリとともに、オランウータンやチンパンジーなどの大型類人猿に対する道徳的地位の再評価を求め、動物実験の反対運動などにも取り組んだ(Cavalieriら 1993)。

それに対し、個々の動物よりも土地そのものに価値があると主張した土地倫理を唱えたのはアルド・レオポルドである(Leopold 1949)。キャリコットはレオポルドの土地倫理を擁護し、シンガーの家畜を含む動物の解放は自然環境を考慮していないと批判している(Callcott 1983)。

さらに、生物全てに固有の価値があり生態圏平和主義と説いたアルネ・ネスなどが現れた。

ネスはガンジーに大きく影響を受け仏教を基調とする思想を展開し生命そのものに価値があるとした（Naess ら 1989）。しばらく後に、ネスなどの影響を受け、生命地域主義が生まれる。

その中でも代表的なアメリカの生命地域主義の論者である、カークパトリック・セイルがいる。彼は生命地域主義を、1, 土地を知る, 2, 民間伝承を学ぶ, 3, 潜在能力を発展させる, 4, 自己を解放することと定義した（Sale 1985）。

彼は三つの地域（region）概念を提唱した。

Ecoregion—最も広い自然地域の捉え方, 自然の植生や土壌

Georegion—川などの水系を基本とした山や谷などの地形的要素による

Morphoregion – 地表の形態による

この三つによって地域を捉える事で、国境や、州や県などの境を捉えずに、例えば川であれば、その流域という風にその地域の捉え方が出来る。その結果、丸山がいうように（2006）、「上流から下流までの形態地域をネットワーク化し、総合的な視点から河川の保全を図る、といった応用」ができるのである。

生命地域主義では、住み直しという考え方が提案されており、自然の植生や土壌など、また地形やその表面的形態など、各地域に特徴のある、生活様式なども形成される。自分の住居環境を水や土、動植物を描くことにより、自身をその地域のメンバーとして認識し、それぞれの地域が固有にもつ特徴を生かし持続的な生活を可能にすることを追求した。

4 まとめ

本研究では日本における野生動物に対する人の法整備やその背景となる思想などを鑑みた。歴史書などを鑑みることで、法整備によって、現在害獣と呼ばれるイノシシやシカなどの食肉や、場所や期間を限定し、狩猟を禁止した時代があったことが明らかになった。さらに、特に近代においては欧州の法整備や環境思想に影響を受けた可能性があることが明らかになった。

日本における人と野生動物の関係に影響を与えたと考えられる仏教の考え方では、時には動物に対し、人と同等の生命を認められた。日本人の動物観は、中村禎里による、『日本人の動物観』が、発端とされており（瀬戸口 2013）、中村は著書の中で、仏教の説話の中やグリム童話の中で、特に人の動物への変身に注目している（中村 1984. pp.1-22.）。ヨーロッパ人においては人が貶められた際に動物に変身する機会が多いことなどから、人と動物との隔絶感が強いと捉え、それに対し、日本人においては仏教の影響などにより人と動物の連続性が認められるとした。一方で説話の中で、動物の種により人に変身する場合やしない場合などを例にあげ、日本人の動物観においても家畜やそうでない種により差別視をし、人間に対比し動物を下位と捉えていと指摘をしている（中村 1984. pp.138-146.）。中村の指摘のように、人と動物の間に上下関係の構図が成り立つと仮定するならば、その構図は説話などの中では仏教の教えの中の平等感や生命尊厳の意識などを際立たせるひとつの背景として利用されており、むしろ、当時の人々に

大きなインパクトを与えたといえる。日本人と動物の関係には、強い主従関係や道具や奴隷としての捉え方はあまりがみられずむしろ、同じ生命を持ったものという仲間意識のようなものが強いのではないか。一方では、人は時代を通して、イノシシやシカなどの野生動物は、神の使いや信仰対象などとして捉えられるなど、宗教的な理念を含み捉えられてきた。自然神として狩猟や食肉に対する感謝や畏敬の念を示す対象として、仏教の五戒の犯している罪の意識などが発露となっているだろう。だからといってアニミズム的な思想や仏教を根幹とする倫理観の影響のみにより人々の倫理観や思想が形成されたわけではないだろう。時代とともに。社会的構造が変化しそれに適応した法整備などが順次現れた。

神戸におけるイノシシの餌付け禁止条例は、昨今における、野生のイノシシとの事故や作物被害など問題解決のために制定された施策であった。人のイノシシへの餌付け行動は、野生動物を「かわいい」と捉え愛玩の対象にし、餌付け行動をすると捉えている（布施 2011）。また人と動物の行動の関連性が認められており、人の餌付け行動が野生のイノシシの行動に影響している（布施ら 2014）。これらの餌付け行動は、ヨーロッパで19世紀初頭にみられたような動物愛護の姿勢や、後のピーター・シンガーらが主張した種差別の脱却に伴う、動物の生きる権利などの思想にも連関があるように推察される。餌付け禁止条例は人の行動の規制により動物の行動を制御し、その結果餌付け行動を行わない人々の安全を守る結果に繋がるとした。イノシシが人に危害を加えることは人の行動に由来することを示唆し、人の行動を規制しているので生態学的アプローチであることは云うまでもない。しかし、注目すべきはアプローチだけではなく、人が野生動物に対する行動に責任を持つという判断の選択である。餌付け禁止条例の背景は人が野生動物を、利益を齎す狩猟対象としてではなく、損害を齎す害獣と捉えられた場合に、単なる「駆除」や短期的に実行をする「住み分け」を目指したわけではなく、消極的ともいえる、「近づかない」、「近づけない」戦略の選択をし、長期的な「住み分け」を目指したと考えられる。本稿の後半で述べた、パトリック・セイルの生命地域主義は、地域性を把握した上で、地理的要素に伴い、問題解決を行う方法を導く思想であると捉えられ、イノシシの餌付け禁止条例は、都市部の偶発的な特異な事例の対処方法としてではなく、生命地域主義により近い解決方法であったと捉えることもできる。

さらに、人の餌付け行動について、石田は動物への餌やりの欲求を：1. 関心をひく、2. 物理的距離の縮小、3. 動物が喜ぶ、4. ねだられる、5. かわいそうに思う、6. 食べるところがみたい、7. 近くにいる動物を話題にする、8. 動物にも優しい人と思われたい、9. 消費として与えること、10. 動物に対して優位に立つ、11. 分け与える、12. 内奥性の回復、13. 直接目的でないもの、14. その他によるものと捉えている（石田 2013）。これらの理由の中の、特に6, 9, 10は人が動物を下位に捉えているからこそ、他者を自由にしたい欲求に当てはまるとも考えられないだろうか。また12の内奥性の回復は昨今のアニマルセラピーの効果に期待されるような働きを餌付け行動に求めているといえよう。しかし、これらの捉え方も動物の真の利益（ここでは食物

を得、生き長らえるためだけの利益ではなく、動物の本来の生き方を維持が出来るという生態学に基づいた行動を基盤に生きる生き方を指す）は考慮されておらず人が動物から得る利益に焦点を当てていると思われる。人と動物の相互が得る利益には、人の方に大きく偏りがあるように思えてならない。

イノシシの餌付け禁止条例では条例違反者（注意喚起に従わなかった場合）に至っては、現代社会において守秘されるべき個人情報までも市の掲示板やホームページを通して公開に踏み切ることとなった。これにより、都市部における人の野生動物への行動は市政により、制限をされ、野生動物と人の関係は大きく隔たりを持ち、関わり方における個人の選択は（狩猟は都市部では禁止されている）少なくなった。それに対し、野生のイノシシは生来の行動を保つことや、駆除を免れることはイノシシの利益と捉えられる。餌付け禁止条例は、条例違反者への対応など、情報のネットワークを利用しており、効果も期待できる。特に、神戸市は1995年1月17日に起こった阪神淡路大震災の被害が大きく、その後の人々の自然や動物に対する発想や意識などにも影響を与えている可能性は否定できない。大矢根（2010）は災害後における人の病理的な影響や社会コミュニティ形成への影響を示唆している。また北後ら（2005）は震災以降に人同士の関わりは減少がみられ、それは被災後の必要となった行政からの住み替えなどが影響していると捉えている。社会ネットワークの発展や神戸においては震災などの連関も推察できるのでこれまで例に見られない社会的背景であるという部分で、人と動物の関係の新しいかたちといえるのではないか。日本における動物観は、仏教だけでなく、元来存在した、神話など、多くの要素を含み、欧州における法整備や、環境思想に影響を受けながら、社会や時代の変化に伴い、独自の発展をしたと考えられる。

今回、本研究では、宗教における説話、歴史書、動物に関連する法整備に人とイノシシやシカなどの動物との関係を顧た。説話などの中には、瀬戸口（2013）は、中村の議論は誰により書き残され、どのような人々の間で語り継がれていたかという、物語が成立した社会的な文脈についてほとんど注意が払われておらず、地域差や社会集団による差異についても考慮されていないため、普遍的な動物観としては疑問が残るとしている。一般的に、宗教の説話や寓話などは時間の経過、地理的な移動や使用言語により伝わる過程において変化する場合が多く、（文化の例をあげればシルクロードを経過するにあたり天使絵が天女絵に変化するなど）、特に中世以前においては特定が困難であるといえるのではないか。しかし、今回はイノシシやシカに関連した人々の動物観に影響を与えた可能性のあるものを取り上げ、餌付け禁止条例の事例の位置づけを試みるための一考察とし、この議論を深く掘り下げることは避けたい。

日本における人と野生動物の関係は、仏教以外の宗教や、今回あげていない欧米の環境思想の影響も大いにあると考えられる。また特に、西洋における環境思想、特に動物に関する思想は多彩であり、詳細にわたって全てを網羅するのは、不可能であった。さらに深く掘り下げ議論することは筆者の今後の課題としたい。

謝辞

本研究は京都大学大学院地球環境学舎 人間環境共生論分野 小方登教授のご指導のもと、遂行した。また小島泰雄教授にはアドバイスを頂いた。ここに記して深く謝意を表します。

注

- 1) 神戸市, 改正案 4, 「規制区域内での違反者に対する措置の強化」とし「勧告に従わない悪質なケースにおいては、『勧告に従うよう命ずる』ことや『命令に従わなかったときはその内容を公表する』措置を追加します。」とある。
- 2) 提婆達多と同義。釈尊の弟子の一人で反逆したとされる。
- 3) 阿難陀と同義。釈迦の十大弟子の一人。
- 4) 徳川綱吉は儒学の振興の為、聖堂を創建しており、儒教の影響も大きく受けている。
- 5) 猪、鹿、馬などの肉の料理屋や肉屋を「百獣屋」といい当て字でこう呼んだ。モモンガの妖怪の名からくるという説もある。また猪の肉を山鯨と呼んだ。

参考文献

- 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 a, 1990. 『新 日本古典文学大系 13 続日本紀 二』岩波書店, p.43. p.239. p.259.
- 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 1992. 『新 日本古典文学大系 14 続日本紀 三』岩波書店, p.256.
- 青木人志 2009. 『日本の動物法』財団法人 東京大学出版会, p.3-16.
- 石田戠 2013. 「展示動物」(石田戠・濱野佐代子・岩園誠・瀬戸口明久『日本の動物観 人と動物の関係史』東京大学出版会, pp.187-248.
- 石田戠 2008. 『現代日本人の動物観 動物とのあやしげな関係』高松完子編, ビイニング・ネット・プレス, pp.87-128.
- 井上光貞・関見・土田直鎮・青木和夫 1976. 『律令』岩波書店, p.84.
- 浦川道太郎 2003. 「ドイツにおける動物保護法の生成と展開 -付・ドイツ動物保護法(翻訳)-」, 早稲田法学 78 (4), 早稲田大学法学会, pp.195-236.
- 大矢根淳 2010. 「災害・防災研究における社会関係資本(Social Capital)概念」『社会関係資本研究論集』, 専修大学
- 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉 2005. 『播磨国風土記』山川出版社, p.83.
- 神戸市, 改正案 4, 神戸市ホームページ,
http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/comment/sangyou/2608_boshu.html,
2014.9.23 観覧
- 経済雑誌社, 1901. 『国史大系 第三巻 続日本後記』経済雑誌社編, p.292.
- 玄奘 1999. 『大唐西域記 2』訳注 水谷真成 平凡社, pp.338-341.
- 護王神社, <http://www.gooujinja.or.jp/> (参照 2010-01-15)
- 小林照幸 1999. 『朱鷺の遺言』中央公論社, pp.167-168.
- 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋 1965. 『古典文学大系 68 日本書紀 下』岩波書店, pp.418-9.
- 白水智・小野正敏・五味文彦・萩原三雄編 2009. 『考古学と中世史研究 6 動物と中世 獲る・使う・食らう』 p.52.
- 瀬戸口明久「野生動物 『野生』をめぐる動物観」(石田戠・濱野佐代子・岩園誠・瀬戸口明久『日本の動物

- 観 人と動物の関係史』東京大学出版会, pp.145-154.
- 高橋春成 2001. 「文化の伝播とブタの野生化,そして環境問題」(高橋春成編『イノシシと人間 共に生きる』古今書院, pp.101-120.
- 多田厚隆・大久保良順・田村芳郎・浅井円道 1973. 日本思想体系9 『天台本覚論』 p.167.
- 中村生雄 2010. 『日本人の宗教と動物観 - 殺生と肉食-』株式会社 吉川弘文館, pp.24-64.
- 中村元監修・補注 1984. 『ジャータカ全集 1』春秋社, pp.165-173.
- 中村禎里 1984. 『日本人の動物観-変身譚の歴史』, 海鳴社, 東京, pp.1-22., pp.138-146.
- 笹川種郎編 1918. 日本史籍保存会蔵版, 史料通覧『中右記 四』日本史籍保存会, p.169.
- 原田信男 2014. 『神と肉 日本の動物供犠』平凡社, pp.127-177.
- 藤井康博 2008. 「動物保護のドイツ憲法前史(1): 「個人」「人間」「ヒト」の尊厳への問題提起 1」, 早稲田大学法学会誌 59 (1), 早稲田大学法学会, pp.397-453.
- 藤井康博 2009. 「動物保護のドイツ憲法改正 (基本法 20a 条) 前後の裁判例 - 「個人」「人間」「ヒト」の尊厳への問題提起 2 -」, 早稲田大学法学会誌 60 (1), 早稲田大学法学会, pp.437-492.
- 布施綾子 2011. 「イノシシ餌付け禁止条例施行前後におけるイノシシ出没状況の変化と住民意識 - 神戸市東灘区を事例として-」システム農学 27 (2), システム農学会, pp.52-62.
- 布施綾子・福島慎太郎 2014. 「人とイノシシの行動調査 - 神戸市東灘区を事例として-」システム農学 30 (2), システム農学会, pp.41-48.
- 北後明彦・木田有紀 2005. 「阪神・淡路大震災後に復興した地区における一ティの維持・形成に関する研究」神戸大学都市安全研究センター研究報告 9, pp.203-211.
- 森田 梯 2006. 『日本後紀 上』講談社, p.36. pp.166-167. pp.194-197.
- 丸山康司 2006. 『サルと人間の環境問題』昭和堂, p.76.
- 和気神社, <http://ww36.tiki.ne.jp/~wakeasomi/> (参照 2010-01-17)
- 渡邊 齊志 2002. 「ドイツ連邦共和国基本法の改正-動物保護に関する規定の導入」外国の立法 214, 海外立法情報課, pp.177-184.
- Callicott, J.B., 1983. *Animal Liberation: A Triangular Affair in Ethics and the Environment*. eds. By Donald Schere and Thomas Attig, Prentice-Hall, Inc, pp.54-76, p.72.
- Cavalieri, P and Singer, P., 1993. "The Great Ape Project- and Beyond." Cavalieri, P and Singer, P., *The Great Ape Project*. St. Martin's Press, pp.304-312.
- Leopold, A., 1949, *A Sand County Alamanac and Skeches Here and There*. Oxford University Press.
- Naess, A and Rothenberg, D., 1989, *Ecology, community and lifestyle*. Cambridge University Press. p.29.
- Sale, K., 1985, *Dwellers in the Land; The Bioregional Vision*. Sierra Club Books, pp.55-59.
- Singer, P., 1975, *Animal liberation*. Harper Collins Publishers. pp.1-94.

